

周南市燃料電池自動車普及促進補助金

この補助金は、市内の燃料電池車の普及促進を通じて、水素エネルギーを活用した水素先進都市の実現を図ることを目的とする。

補助対象者

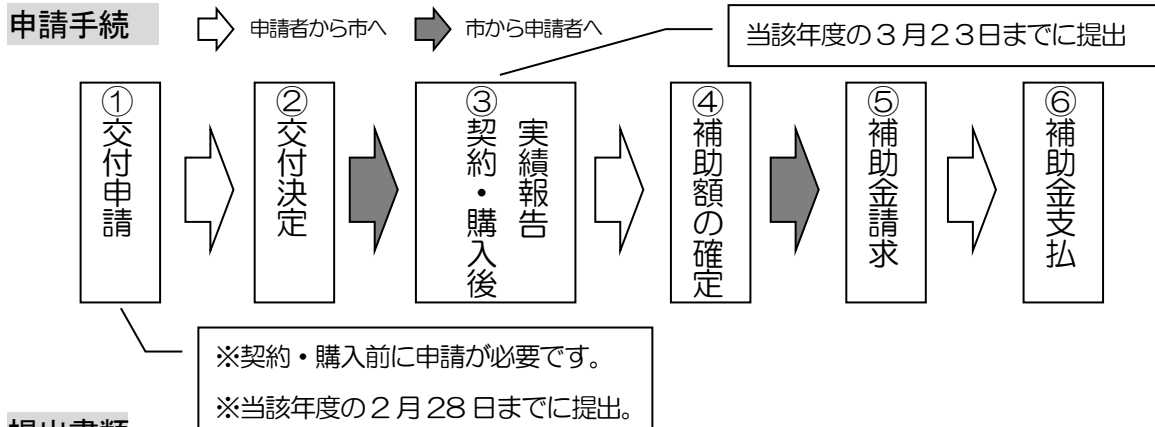
1. 市内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人
2. 市内に事務所若しくは事業所を有する法人
3. (1)又は(2)の個人又は法人と補助金の交付対象となる燃料電池自動車に係るリース契約等を締結したリース業者

補助対象車種

1. 当該年度の3月23日までに新規購入、新車登録された燃料電池自動車であること。
2. 主として市内を走行する車両であること。

補助金額 ※ 国の定める基準額の変更により、補助金額が変わる可能性があります。

- ・国の定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（業務実施細則）で定める定価と基準額との差額の1/3相当額として50万円を上限（毎年度、予算の範囲内において補助）とする。



提出書類

- ①：交付申請 ※_____は写しの添付
 （全補助対象者）補助金交付申請書、誓約書、同意書、見積書、滞納のない証明書
 （法人）周南市内に事務所を有することを証する書類（所在証明書）
 （個人事業者）前年分の確定申告書Bほか
- ③：実績報告
 （全補助対象者）事業実績報告書、請求書又は契約書、領収書、自動車車検証
 （リース事業者）購入車両に係るリース契約書、リース料金の算定根拠を示す書類
- ⑤：補助金請求
 （全補助対象者）補助金請求書

財産処分の制限

- ・この補助金の交付により取得した財産は、取得から4年間は交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、廃棄又は担保に供してはならない。